**事業説明会出欠表**

令和　　年　　月　　日

公益財団法人佐賀県スポーツ協会　東島　宛（添書等不要です）

FAX：0952-30-7716

第３４回日・韓・中ジュニア交流競技会　佐賀大会に係る

５月９日（金）１４：００からの事業説明会に

出席　・　欠席　します。

（どちらかに○をつけてください。）

提出締切日時　　**令和7年５月８日（木）　１４：００まで**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旅行業者名 | |  |
| No | 出席者氏名 | 所属役職 |
| 1 |  |  |
| 2 |  |  |

**プロポーザル参加資格**

（１）日本国内の旅行代理店のうち、原則として佐賀県内に本店・支店又は営業所を有する第1種旅行業者（旅行業法）で、かつ、（一社）日本旅行業協会の正会員であること。

（２）原則として韓国及び中国国内に支店または営業所があること。

※上記の国からの受入事業であることから、様々な要望やトラブル解決の為、国外の慣習等に詳しい業者を選ぶ必要があるため、国内だけでなく国外にも支店を展開している業者とする。

（３）これまでに国際交流事業を受けた実績のある者であること。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

（５）佐賀県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の未納がない者であること。

（６）公告日から説明会実施日の間において、佐賀県の指名停止・排除措置を受けていない者であること。

（７）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生続開始の決定を受けた者を除く。）

ウ　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。